

平成27年度財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

平成27年度財政援助団体等に関する事務の監査として、市が交付した補助金及び指定管理施設を対象に、所管する課等の事務の執行について監査を実施した。

(1) 監査の対象とした補助金(平成26年度交付分)

【総務部】

No	所管課等	補助金等の名称
1	総務課	能代市自主防災組織補助金 (2件)

【企画部】

No	所管課等	補助金等の名称
2	総合政策課	第69期本因坊戦能代市開催補助金
3	市民活力推進課	過疎集落等自立再生対策事業費補助金

【市民福祉部】

No	所管課等	補助金等の名称
4	福祉課	能代市民生委員児童委員協議会補助金
5	福祉課	能代市民生委員児童委員協議会研修費補助金
6	福祉課	能代市障がい者スポーツ・レクリエーション大会及び障がい者ふれあい作品展補助金
7	子育て支援課	認定こども園事業費補助金 (5件)
8	健康づくり課	能代市産科医等確保支援事業費補助金

【環境産業部】

No	所管課等	補助金等の名称
9	商工港湾課	能代市空き店舗流動化支援事業費補助金 (6件)
10	観光振興課	能代観光協会補助金
11	観光振興課	特定非営利活動法人二ツ井町観光協会補助金
12	観光振興課	能代七夕「天空の不夜城」組立解体費補助金
13	農業振興課	能代市6次産業化推進事業費補助金 (4件)
14	農業振興課	能代市小規模施設園芸支援モデル事業費補助金 (2件)

【教育部】

No	所管課等	補助金等の名称
15	学校教育課	能代市校長会補助金
16	学校教育課	小中学校全県大会文化部派遣費補助金
17	生涯学習・スポーツ振興課	能代市連合婦人会補助金
18	生涯学習・スポーツ振興課	能代オペラ「椿姫」全幕公演費補助金
19	生涯学習・スポーツ振興課	浄明寺山門屋根修繕工事補助金
20	生涯学習・スポーツ振興課	第36回日本リトルシニア中学硬式野球秋季新人東北大会事業費補助金

※一つの補助金で、複数の交付決定を行っているものについては、()に監査の対象とした件数を示している。

(2) 監査の対象とした指定管理施設

No	所管課等	指 定 管 理 施 設 の 名 称
1	林業木材振興課	能代市木の学校
2	生涯学習・スポーツ振興課	中央公民館、文化会館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、B & G 海洋センター（海洋スポーツ施設）、陸上競技場
3	子育て支援課	能代市母子生活支援施設「能代松原ホーム」
4	長寿いきがい課	保坂福祉会館「松寿園」
5	商工港湾課	能代市総合技能センター
6	観光振興課	二ツ井総合観光センター
7	環境産業課	能代市二ツ井農産物直売所、種梅ふるさとの家、ブナの森ふれあい伝承館
8	建設課	能代市富根地区簡易水道事業、能代市仁鮎地区簡易水道事業
9	生涯学習・スポーツ振興課	能代市立図書館、能代市総合体育館等スポーツ施設 { B & G 海洋センター（海洋スポーツ施設）、陸上競技場除く }

※ 1) No. 1～No. 2は、26年度の協定事項の遵守状況等の確認と実地監査を行った。

※ 2) No. 3～No. 9は、27年度の簿冊調査のみで、実地監査は行ってない。

2 監査の期間

指定管理簿冊等監査	平成27年	4月20日から平成28年	2月	5日まで
指定管理施設実地監査	平成27年	5月14日から平成27年	5月	15日まで
補助金監査	平成27年10月	1日から平成28年	2月	5日まで

3 監査の範囲と方法

監査の対象とした補助金及び指定管理施設に関する事務の執行について、関係諸帳簿等を調査照合するとともに、担当職員からの説明聴取等、必要と認められた監査手続を実施した。その他、指定管理施設については、担当職員のほか指定管理者の立ち会いも求め実地監査を実施した。

監査は、補助金及び指定管理施設に関する事務が適法かつ妥当であるかを確認するとともに、特に次の項目に主眼をおいて実施した。

なお、武田正廣監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、関係する部局の審査にあたっては、除斥した。

[補助金]

前年度までの財政援助団体等監査結果から、特に確認が必要と判断した項目

- ① 補助対象や金額の算定基準は、要綱等により明確になっているか。
- ② 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③ 補助金の使途は適切か。
- ④ 交付団体から他団体へ補助金が再配分されている場合にも、使途が確認されているか。

[指定管理施設]

- ① 消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ② 現金の取扱い、保管状況は適切か。
- ③ 施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④ 指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について、基本協定書に基づいた取扱いになっているか。

4 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした補助金及び指定管理施設に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

監査の範囲とした各項目は、これまでも重点的に指導してきたものであり、概ね改善が図られているが、一部に次のような事例が見られたので、改善措置を講じられたい。

その他軽微な誤り等については、講評の際に、改善と職員への周知を要望したところである。

I 補助金について

【総務課】

○能代市自主防災組織補助金

- ・ 補助団体より、補助事業等実績報告書等の提出があったときは、領収書の確認や現地調査等を行い、その結果について「補助事業完了確認書」を作成することになっているので、適切に対応されたい。

II 指定管理施設について

前期定期監査において施設の管理、協定事項の遵守に加え、現金の取扱いや保管についても実地にて調査を行った結果、以下のとおりであったので、適切に対応されたい。その他については、概ね適正と認められた。

また、後期定期監査では簿冊調査として基本協定書及び施設利用申請書並びに利用料減免申請書等について監査した結果、概ね適正と認められた。

【生涯学習・スポーツ振興課】

○中央公民館、文化会館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家、

陸上競技場、B & G海洋センター（海洋スポーツ施設）

- ・ 基本協定書では、年1回以上実地に調査を行うことになっているが、実施されていなかった。基本協定書のとおり実施されたい。
- ・ 指定管理者との打ち合わせについて、その内容や結果の記録がない。管理運営の実績評価や継続した指導監督のためにも記録を残すようにされたい。
- ・ 各施設の備品について、市の貸与備品と指定管理者が所有する備品を明確に区別し、所有権があいまいにならないようにされたい。